第十六条　見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十七条　協議

この協定の解釈又は実施に関するいかなる問題又は紛争も、両締約国政府間の相互の協議によって解決する。

第十八条　協定の実施

1　両税関当局は、関税法令違反を調査し、又は関税法令違反に対応することについて責任を有する職員が、相互に人的及び直接的な関係を維持することを確保するために必要な措置をとる。両税関当局は、この協定の実施に責任を有するそれぞれの事務所の詳細な情報を相互に提供する。

2　この協定を実施するための詳細な取決めは、必要に応じ両税関当局間で締結される。

3　両締約国政府間で合同委員会を設置する。同委員会は、日本国財務省関税局長及びイタリア共和国関税庁長官で構成され、専門家の補佐を受ける。同委員会は、一方の税関当局の要請があった場合には、この協定の進捗状況の監視及び生ずる問題の解決のために会合する。

第十九条　最終規定

1　この協定は、両締約国政府が、この協定の効力発生に必要な手続を完了した旨を外交上の公文の交換により相互に通告した月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。

2　両締約国政府は、要請があった場合及び必要がある場合には、この協定を検討し、及び改正するために会合する。改正は、1に定める条件と同一の条件で効力を生ずる。

3　この協定は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国政府も、外交上の経路を通じて、他方の締約国政府に対して書面による通告を行うことにより、いつでもこの協定を廃棄することができる。廃棄は、通告後三箇月で効力を生ずる。この協定の廃棄は、廃棄の日に先立ち行われている実施中の協力活動に影響を及ぼすものではない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千九年十二月十五日にローマで、ひとしく正文である日本語、イタリア語及び英語により本書二通を作成した。この協定の解釈に関して紛争が生ずる場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
　安藤裕康
イタリア共和国政府のために
　アルベルト・ジョルジェッティ

○外務省告示第百二号

平成二十四年三月八日にヌクアロファで、トンガ王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がトンガ王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億五千万円

3　署名者

日本側　高瀬康夫在トンガ大使
トンガ側　トゥイバカノ首相兼外務移民大臣兼防衛大臣兼情報通信大臣

平成二十四年三月二十八日

外務大臣　玄葉光一郎

○国税庁告示第九号

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第八条の三の十第三項（同令第二十六条の三第四項及び第三十七条の三の二第四項、第六十二条及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）の表の第一号及び第五十九条第三項（同令第二十六条の三第三項、第二十六条の五第二項、第三十七条の三の二第四項、第六十二条及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）の表の第一号の規定に基づき、法人税法施行規則第八条の三の十第三項及び第五十九条第三項の表の第一号の上欄に掲げる書類を定める件（平成十年国税庁告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十八日

国税庁長官　川北　力

前文中「同規則第八条の三の十第三項」を「同令第八条の三の十第三項（同令第二十六条の三第四項及び第三十七条の三の二第三項において準用する場合を含む。）」に、「第五十九条第三項の表の第一号（同規則第六十二条及び第六十七条第三項（同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」を「第五十九条第三項（同令第二十六条の三第三項、第二十六条の五第二項、第三十七条の三の二第四項、第六十二条及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）の表の第一号及び第五十九条第三項（同令第二十六条の三第三項、第二十六条の五第二項、第三十七条の三の二第四項、第六十二条及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）の表の第一号」に改める。

本文中「第八条の三の十第三項」の下に「（規則第二十六条の三第四項及び第三十七条の三の二第四項において準用する場合を含む。）」を、「第五十九条第三項」の下に「（規則第二十六条の三第三項、第二十六条の五第二項、第三十七条の三の二第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「上欄（規則第六十二条及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を「上欄（規則第六十二条及び第六十七条第三項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）」を「上欄」に、「書類（同条第四項」を「書類（同条第四項（規則第二十六条の三第四項及び第三十七条の三の二第三項において準用する場合を含む。）」に、「規則第五十九条第四項（規則第六十二条において準用する場合を含む。）に規定する帳簿代用書類に該当するものを除くものとし、規則第五十九条第三項の規定を規則第六十七条第三項において準用する場合にあっては、同条第一項第一号に掲げる書類（同条第三項において読み替えて準用する規則第五十九条第四項に規定する帳簿代用書類に該当するものを除く。）とする。）」を「（規則第五十九条第三項の規定を規則第二十六条の五第二項、第三十七条の三の二第四項又は第六十七条第三項において準用する場合にあっては同条第一項第一号に掲げる書類とし、規則第五十九条第四項（規則第二十六条の三第三項、第二十六条の五第二項、第三十七条の三の二第四項、第六十二条及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）の表の第一号」に改める。

○国税庁告示第十号

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第六項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成十七年国税庁告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十八日

国税庁長官　川北　力

第一号中「同規則」を「同令」に改め、第二号中「同規則」を「所得税法施行規則」に改め、第三号中「第八条の三の十第四項」の下に「（同令第二十六条の三第四項及び第三十七条の三の二第三項において準用する場合を含む。）」を加え、第四号中「同規則第五十九条第四項（同規則第五十九条の四」を「法人税法施行規則第五十九条第四項（同令第二十六条の三第三項、第二十六条の五第二項、第三十七条の三の二第四項、第六十二条」に改める。

○文部科学省告示第五十六号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第三号の規定に基づき、学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

文部科学大臣　平野　博文

学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示

学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。

表八日立工業専修学校工業高等課程電子科の項中「昭和六十一年三月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表細谷高等専修学校家政高等課程被服科の項中「昭和六十一年三月一日」の下に「（平成二十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

細谷高等専修学校家政高等課程ライフデザイン科	平成二十二年四月一日

表十三白萩服飾専門学校服飾高等課程服飾技術科の項の次に次のように加える。

杉並高等専修学校工業高等課程総合技術科	平成二十三年四月一日